移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

１　長野県就職・移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び坂城町から求められた場合には、それに応じます。

２　坂城町就職・移住学生支援金要綱第９条に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。

⑴　偽りその他不正の手段により移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになっ　た場合　交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額：全額

　⑵　（在学中に交通費を申請する場合）申請日から１年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額

⑶　（在学中に交通費を申請する場合）申請日から１年以内に申請先市町村に転入しなかった場合：全額

⑷　就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額

⑸　坂城町外に転出した期間が、申請先市町村への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満である場合：全額

⑹　坂城町外に転出した期間が、申請先市町村への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内である場合：半額

　　　　年　　月　　日

坂城町長　様

申請者住所

氏名